

(在宅生活改善調査)

## 調 査 要 綱

### 1 ご回答にあたって

- ・本調査は、南国市内の全ての居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所を対象としております。
- ・ご回答いただいた内容を、貴事業所の許可なしに、貴事業所が特定される形で公表することはございません。

### 2 本調査の回答者

「事業者票」については、管理者の方にご回答をお願いしております。

「利用者票」については、貴事業所に所属する全てのケアマネジャーの方にご回答をお願いしております  
(非常勤の方も含みます)。

### 3 調査票のご回答方法

以下の2種類の調査票にご回答願います。

#### 【事業所票】

- 各事業所の、管理者の方を対象とした調査票です。管理者の方はご回答をお願いします。

#### 【利用者票】(※ ケアマネジャー毎に調査票を分けてご回答願います)

- 各ケアマネジャーのご担当の利用者のうち、「(自宅等にお住まいの方で)現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」についての調査票です。
- 次ページのフローにしたがって対象者を抽出し、対象となる利用者の方について「利用者票」にご回答をお願いします。本調査票は、ケアマネジャーの方がご回答ください。

### 4 調査票の提出方法

- ・管理者の方は、回答済みの調査票すべてを、下のいずれかの方法でご提出願います。

①南国市のホームページから調査票をダウンロードいただき、必要箇所に入力の上、長寿支援課あてに電子メールに添付してご提出。

#### 【南国市ホームページ掲載場所】

トップページ(組織で探す) → 長寿支援課(登録情報)

→ 介護保険サービス事業所へのお知らせ → 3市合同調査について

※南国市長寿支援課メールアドレス [n-chouju@city.nankoku.lg.jp](mailto:n-chouju@city.nankoku.lg.jp) (lg はアルファベットのエルジー)

②WEB フォーム(※調査概要参照)により回答(事業所票のみ対応)

③記載した調査票のすべてを窓口持参により提出。

令和5年5月12日(金)までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

## 5 「利用者票」の対象者の抽出方法

「利用者票」は、ケアマネジャーの視点からみた「(自宅等にお住まいの方で) 現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」の実態を把握し、地域に不足する介護サービスを検討することを目的としています。

各ケアマネジャーの方は、ご担当の利用者のうち、調査への回答の対象となる利用者を以下のフローにしたがって抽出し、「利用者票」の各設問にご回答ください。

### ＜回答の対象となる要支援者・要介護者の抽出方法＞

**本調査は、地域に不足する介護サービスを検討することを目的としています。**

#### ステップ 1

ご担当の利用者のうち、

- ① 自宅
- ② サービス付き高齢者向け住宅
- ③ 住宅型有料老人ホーム
- ④ 軽費老人ホーム

のいずれかにお住まいの要支援者・要介護者の人を選んでください

#### ステップ 2

さらに、その中から、

**「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」**

を、ケアマネジャーとしての判断に基づいて選んでください。

例えば、

○ADLの低下に伴い、頻回な身体介護が必要となったため、現在の訪問介護の利用では対応が困難であり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用がより適切と思われる利用者

○認知症に伴う周辺症状の悪化により、介護者の負担が重くなったため、グループホームへの入居がより適切と思われる利用者

などのケースが該当します。

#### ステップ 3

**選ばれた利用者全員について、調査票の各設問にご回答ください。**